

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する
要綱案の取りまとめに向けた検討（1）

5 第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

【検討中】

第2 株式交付制度の見直し

10 1 株式交付の対象となる場面

- (1) 子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とするものとするについて、どのように考えるか。
- (2) 株式会社を会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする
15 ことで、どうか。

(参考) 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案（以下「試案」という。）第1部第2の1

1 株式交付の対象となる場面

- (1) 子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする。

【B案】次のア若しくはイに掲げる場合のいずれか又は双方を株式交付の対象とする。

ア 株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得をする場合

イ 子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすることを想定している。）まで追加取得する場合

- (2) 株式会社を会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

(補足説明)

1 子会社の株式を追加取得する場合 (本文(1))

(1) パブリックコメントの結果

5 パブリックコメントでは、試案第1部第2の1(1)の【A案】に賛成する意見、【B案】に賛成する意見、【A案】及び【B案】のいずれにも反対する意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、【A案】に賛成する意見がやや多かった。【A案】に賛成する理由としては、段階的な買収やグループ管理の強化を機動的に行うことができることや、組織再編行為である会社分割においても、承継対象となる財産の規模を要件としていないことなどが挙げられていた。【B案】に賛成する理由としては、株式交付には組織再編行為として説明できる実質が必要であることや、【A案】には潜脱的な簡易株式交付の危険があることなどが挙げられていた。

(2) 提案の趣旨

15 パブリックコメントでは意見が分かれたものの、前記(1)の【A案】に賛成する意見にもあるとおり、株式交付の活用を促進する観点からは、活用の場面を限定せず様々な場面での活用が可能となる【A案】を採る必要性が高いと考えられる。

20 また、【A案】にいう株式交付は、親子会社関係の強化という要素を備えており、この点で一般的な現物出資とは区別され、組織再編行為として取り扱うに足りる迅速かつ円滑に実施する高度の必要性があるとして、組織再編行為と位置付けることも可能であるようにも思われる。実質的にも、株主の利益については組織再編行為に関する規制により保護することができると考えられるため、【A案】を採ることができないとまで考える必要はないようにも思われる (他方で、後記3のとおり、株式交付について反対株主の株式買取請求権を認めないものとするのであれば、更なる検討が必要となると考えられる。)

30 なお、規制を潜脱する意図で株式交付を複数回に分けて実施するような場合には、それら全体を1個の株式交付とみて簡易株式交付該当性を判断するという解釈によって対処することが考えられる。簡易株式交付に該当しないにもかかわらず、これに該当するとして株式交付が実施される場合には、法令違反 (株主総会の決議による株式交付計画の承認がないこと等) があることとなり、①株式交付の差止請求や②当該法令違反を無効事由とする株式交付無効の訴え等によって株主が保護される。
35 なお、株主は、株式交付をする旨の通知又は公告 (会社法第816条の6第3項及び第4項) や事前開示手続及び事後開示手続 (会社法第81

6条の2及び第816条の10)によって、このような違法な株式交付が実施されることを把握することができる。

以上を踏まえ、本文(1)では、【A案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

- 5 2 会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合(本文(2))

パブリックコメントでは、試案第1部第2の1(2)の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)では、試案と同様の内容を提案している。

10

2 株式交付の対象となる会社

(1) 持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする
ことで、どうか。

15

(2) 外国会社(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。)を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする
ことで、どうか。

(参考) 試案第1部第2の2

2 株式交付の対象となる会社

(1) 持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

(2) 外国会社(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。)を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

(補足説明)

20

パブリックコメントでは、試案第1部第2の2(1)及び(2)の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)及び(2)では、試案と同様の内容を提案している。

3 株式交付の手続

25

(1) 上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとするか否かについて、どのように考えるか。

(2) 株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする
ことで、どうか。

(注) 株式交換完全親株式会社(株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭
30 等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令

で定めるもののみである場合以外の場合（会社法第768条第1項第4号ハに規定する場合を除く。）に限る。）における債権者保護手続も廃止するものとする
ことで、どうか。

（参考）試案第1部第2の3

3 株式交付の手続

株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする。

（注1）株式交換完全親株式会社（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合（会社法第768条第1項第4号ハに規定する場合を除く。）に限る。）における債権者保護手続も廃止するものとする。

（注2）上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方もあるが、この考え方を採る場合には、これを正当化する説明などを併せて検討する必要がある。

5

（補足説明）

1 株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権（本文(1)）

(1) パブリックコメント等の結果

パブリックコメントでは、試案第1部第2の3の注2の考え方に賛成する意見と反対する意見があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、反対する意見がやや多かった。

賛成する意見の理由としては、①反対株主の株式買取請求権の行使による不測の金銭支出の可能性が株式交付制度を利用する障害となること、②株式交付は合併や会社分割のように事業や資産そのものに変動を生じさせるものではないこと、③上場会社では株式交付に反対であれば市場で売却することによる退出も可能であること、④株式交付の実質は株式の有償譲渡や現物出資に類似していることなどが挙げられていた。

反対する意見の理由としては、⑦新たに親子会社関係が形成されることによる株主のリスクの増大があり得、株式交付親会社の株主に対する影響が小さいとはいえないこと、⑧反対株主の株式買取請求権の趣旨には、投資回収の機会の確保のみならず、株式交付の対価が不公正である場合の救済も含まれていること、⑨上場会社であっても、反対株主の売却ニーズに起因する需給の悪化による株価の下落等により、必ずしも円滑に市場で売却できるわけではないこと、⑩他の組織再編行為における反対株主の株式買取請求権との整合性の観点での問題があることなどが挙げられていた。

また、第13回会議の参考人である一般社団法人F i n t e c h協会からの意見聴取では、試案第1部第2の3の注2の考え方に賛成する意見が述べられた。その理由としては、現金流出を恐れてスタートアップによる買収自体が断念されるリスクがあること、市場価格を上回る裁判所の価格決定を狙った一部株主の権利行使が常態化すると、本来事業投資に回すべき資金が一部株主へ不当に流出するリスクがあることなどが挙げられていた。

(2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論では、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとするべきであるとの意見もあった一方で、株式交付制度が活用されることの重要性については重ねて理解が示されつつも、これを正当化する説明を見出すことが困難であるとの指摘が繰り返されてきたところである。

この点について、試案第1部第2の3の注2の「上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方〔中略〕を正当化する説明」として、次のとおり考えることはできないか。すなわち、前記(1)にもあるとおり、株式交付は、他社の株式を取得するだけであり、合併や会社分割のように事業や事業に係る資産そのものに変動を生じさせるものではなく（会社の財務状況への影響という点では、反対株主の株式買取請求権が認められる「事業の全部の譲受け」や「子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡」と異なり、反対株主の株式買取請求権が認められていない他社の株式の譲受けと同じといえる。）、飽くまで相対的なものであるものの、会社の財務状況に重大な影響を及ぼすおそれは組織再編行為の中でも低い。他方で、株式交付親会社が上場会社である場合には、反対株主は市場で売却する機会を有しているため、需給の悪化による株価の下落等を除けば、投資回収の機会は保障されている。そこで、株式交付制度の政策的な重要性も踏まえ、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする。

なお、この点に関連しては、子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とするものとしながら、株式交付親会社における反対株主の株式買取請求権を認めないものとするのであれば、株主の利益については組織再編行為に関する規制により保護できるといえるかどうか、更なる検討が必要となると考えられる（前記1参照）。

以上を踏まえ、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとするか否かについて、どのように考えるか。

2 株式交付親会社における債権者保護手続等（本文(2)及び注）

パブリックコメントでは、試案第1部第2の3の本文及び注1の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)及び注では、試案と同様の内容を提案

5

第3 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

株主総会の特別決議による検査役の調査の省略について、次の規律を設けるものとする。どうか。

10

株主総会の特別決議により現物出資財産について会社法第199条第1項第3号の価額を定めた場合には、当該価額については、会社法第207条第1項から第8項までの規定は、適用しない。この場合において、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、現物出資財産

15

の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた同条第1項第3号の価額が相当である理由を説明しなければならない。

(参考) 試案第1部第3の1

1 検査役の調査の制度の見直し

株主総会の特別決議による検査役の調査の省略について、次の規律を設けるものとする。

株主総会の特別決議により現物出資財産について会社法第199条第1項第3号の価額を定めた場合には、当該価額については、会社法第207条第1項から第8項までの規定は、適用しない。この場合において、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、現物出資財産の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた同条第1項第3号の価額が相当である理由を説明しなければならない。

(補足説明)

パブリックコメントでは、試案第1部第3の1の提案に反対する意見や、条件付きで賛成する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、試案と同様の内容を提案している。

20

2 不足額填補責任の見直し

(1) 現物出資者の不足額填補責任

25

ア 責任の発生要件

募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。以下「現物出資者」という。）の不足額填補責任の発生要件に関し、次の規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

5 現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時においてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合において、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて募集株式を引き受けたとき又は現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をしたときに限り、後記イの責任を負う。

イ 責任の内容

現物出資者の不足額填補責任の内容に関し、次の規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

15 現物出資者は、前記アの要件を満たすときは、株式会社に対し、決定時不足額（①その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時においてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額又は②その給付した現物出資財産の価額が会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時においてこれについて定められた同号の価額に不足する額のいずれか低い額をいう。以下同じ。）を支払う義務を負う。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

25 取締役等（会社法第213条第1項に規定する取締役等をいう。以下2において同じ。）及び証明者（現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当であることについて証明をした者をいう。以下同じ。）の不足額填補責任に関し、次の規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

30 取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時においてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされない過失責任を負う。

（後注）前記1の株主総会の特別決議があつた場合における不足額填補責任に関し、特段の規律を設けないものとするについて、どのように考えるか。

(参考) 試案第1部第3の2

2 不足額填補責任の見直し

(1) 現物出資者の不足額填補責任

ア 責任の発生要件

募集株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。以下「現物出資者」という。)の不足額填補責任の発生要件に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合において、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)と通じて募集株式を引き受けたとき〔又は現物出資者が現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をしたとき〕に限り、後記イの責任を負う。

【B案】現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、後記イの責任を負う。

イ 責任の内容

現物出資者の不足額填補責任の内容に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資者は、前記アの要件を満たすときは、株式会社に対し、決定時不足額(その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額をいう。(注)以下同じ。)を支払う義務を負う。

【B案】株式会社は、前記アの要件を満たすときは、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数(その数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てる。)の株式を当該株式会社に無償で譲渡することを請求することができる。

(注) 決定時不足額の定義に関しては、①その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額又は②その給付した現物出資財産の価額が会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に不足する額のいずれか低い額とする考え方もある。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

取締役等（会社法第213条第1項に規定する取締役等をいう。以下2において同じ。）及び証明者（現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当であることについて証明をした者をいう。以下同じ。）の不足額填補責任に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされない過失責任を負う。

【B案】取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時にこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされた過失責任を負う。

（注）決定時不足額の定義に関しては、現物出資者について前記(1)の注の考え方を採る場合には、取締役等及び証明者についても同様の考え方を採ることを想定している。

（後注）前記1の株主総会の特別決議があった場合における不足額填補責任の在り方については、引き続き検討する。

（補足説明）

1 現物出資者の不足額填補責任（本文(1)）

(1) 責任の範囲（本文(1)ア及びイ）

5 責任の範囲について、パブリックコメントでは、試案第1部第3の2
(1)の提案のうち不足額を判断する基準時を変更することに反対する意見もあつたものの、賛成する意見が多数であつた。また、賛成する意見のうち多くが、試案第1部第3の2(1)の注の考え方に賛成するものであつた。この考え方に賛成する理由としては、現物出資財産の価額が、募集
10 事項の決定の時から会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となつた時までに増加した場合には、その増加分だけ会社の損害も回復されることなどが挙げられていた。

そこで、本文(1)ア及びイでは、試案第1部第3の2(1)の注の考え方を採ることを提案している。

15 (2) 責任の発生要件（本文(1)ア）

ア パブリックコメントの結果

責任の発生要件について、パブリックコメントでは、試案第1部第3の2(1)アの【A案】に賛成する意見、【B案】に賛成する意見があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、【B案】に賛成する意見が多
20 かった。【A案】に賛成する理由としては、現物出資者に帰責事由がな

くとも著しい不足が生じたことのみをもって一律に責任を負わせることが現物出資への萎縮効果をもたらすこと、金銭による出資の場合の責任と比較して均衡を欠くことなどが挙げられていた。【B案】に賛成する理由としては、通謀や重過失による虚偽説明などを要件とすると責任が認められる範囲が非常に限定されること、既存株主や債権者の信頼を保護すべきであること、現物出資者はある金額の価値を有する財産を移転することを合意していることなどが挙げられていた。

イ 提案の趣旨

これまでの部会における議論では、①現物出資者は株式会社に対して引受契約に基づき会社法第199条第1項第3号の価額に相当する現物出資財産を給付する義務を負うという考え方を前提に、【B案】の方向性を支持する意見があった一方で、②現物出資者は、株式会社に対して引受契約に基づき同号の価額に相当する現物出資財産を給付する義務を負わず、現物出資財産を給付する義務を負うにすぎないという考え方を前提に、【A案】の方向性を支持する意見があったところである。

この点について、これまでの部会でも指摘があったように、通常の売買と対比して現物出資の場合にのみ現物出資財産が所定の価額の価値を有することを法律上保証させる合理性はなく、むしろそのようにすると現物出資を萎縮させるため望ましくないようにも思われる（上記②の考え方に合理性があるとも考えられる。なお、現物出資者と株式会社との間の合意により上記のような保証をすることは可能である。）。もっとも、決定時不足額があることについて現物出資者に取締役との通謀がある場合や、現物出資財産の評価のために重要な事項について故意・重過失により株式会社に対して虚偽の説明をした場合には、現物出資者に責任を負わせても適正な現物出資を委縮させることはなく、むしろ既存株主を保護する必要性が高いと考えられる。また、このように考えたとしても、悪質な事案（現物出資者に取締役との通謀がある場合など）で責任が否定されることはない上に、取締役の不足額填補責任や任務懈怠責任もあることを踏まえると、現物出資財産の過大評価の危険は、現物出資者に無過失責任を負わせるほど大きいものとはいえないようにも思われる。

以上を踏まえ、本文(1)アでは、【A案】（ブラケットを外したもの）によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

(3) 責任の内容（本文(1)イ）

ア パブリックコメントの結果

役等が現物出資財産の価額の決定の根拠となる資料を保有していることなどが挙げられていた。

(2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論では、①取締役等及び証明者が不足額填補責任を恐れて現物出資がされなくなるおそれがあるため、その責任について立証責任を転換することの合理性について再考する余地があるとの意見、②決定時不足額が立証されれば過失が推定されるというのが立証責任のバランスの観点からよいとの意見、③取締役等の不足額填補責任の性質については現行法の規律を維持するべきであるとの意見があったところである。

この点について、取締役等が会社による取引の条件が適切になることを確保すべき重要な立場にあるのは、現物出資の場合に限らず、通常取引や組織再編行為においても同様であるが、通常取引や組織再編行為については取締役等に立証責任の転換がされた過失責任は課されていない。現物出資の場面においてのみ特別に加重された責任を課すまでの理由はなく、むしろ、そのような責任を課すことは、取締役等に現物出資の活用に対する過度の萎縮効果を与えるため相当でないようにも思われる。また、このような見直しをしたとしても、前記(1)でも指摘されているとおり、現物出資財産が募集事項決定時の価額に著しく不足する場合には、事実上、取締役等には過失が認められることが多いようにも思われ、具体的事案において、妥当性を欠く規律となるものではないようにも思われる。

以上を踏まえ、本文(2)では、【A案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

3 後注について

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、この点に関する意見は多くなかったものの、株主総会の特別決議が不足額填補責任を不要とする趣旨を含むとは解されず、責任を軽減する必要はないとの意見が複数あった。

(2) 提案の趣旨

検査役の調査を省略するための株主総会の特別決議の趣旨は、取締役による現物出資財産の価額の相当性に関する説明を前提として、その相当性を承認するとともに、検査役の調査を省略するために生じ得る過大評価（株主間の価値移転）のリスクを株主が引き受ける点にあり、現物出資財産の過大評価それ自体を積極的に承認する趣旨までは通常は含まないと考えられる。

そこで、本文1の株主総会の特別決議があった場合における不足額填補責任に関し、特段の規定（免責規定等）を設けないものとするを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

5 3 その他の検討事項

(1) 新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律

金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼすものとする
ことで、どうか。

10 (2) 設立の際の現物出資に関する規律

設立に際して金銭以外の財産を出資する場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼさないものとする
ことで、どうか。

(参考) 試案第1部第3の3

3 その他の検討事項

(1) 新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律

金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合の
規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼすものとする。

(2) 設立の際の現物出資に関する規律

設立に際して金銭以外の財産を出資する場合の規律について、前記1及び2
と同様の規律を及ぼさないものとする。

15 (補足説明)

パブリックコメントでは、試案第1部第3の3(1)及び(2)の提案に反対する
意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会にお
ける議論も踏まえ、本文(1)及び(2)では、試案と同様の内容を提案している。

20

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

5 場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）を実施するための要件（以下1から6までにおいて「実施要件」という。）として、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。どうか。

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。（注）

10 (2) 株式会社（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。）は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

15 ア 後記2(1)イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ 後記2(1)イの通信の方法として電話を定めること。

20 ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

25 (3) 株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

30 (注) 改正法の施行日において産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする(1)による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。

(参考) 試案第2部第1の1

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）を実施するための要件（以下1から6までにおいて「実施要件」という。）とし

て、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。(注1)(注2)

(2) 株式会社(会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。)は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

ア 後記2(1)イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ 後記2(1)イの通信の方法として電話を定めること。

ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

(3) 株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(注1) 定款の定めを実施要件としない考え方もあるが、この考え方を採る場合には、一定の割合の議決権を有する単独又は複数の株主に対して後記5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることなど、株主の意思を反映させるための代替手段を併せて検討する必要がある。

(注2) この試案に基づく改正法の施行日において産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする(1)による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。

(補足説明)

1 定款の定め(本文(1))

(1) パブリックコメントの結果

5 パブリックコメントでは、試案第2部第1の1(1)の提案に賛成する意見、反対する意見、定款の定めでは足りず総株主の同意を要件とするべきであるとの意見のほか、バーチャルオンリー株主総会を一般的に認めるべきでないとの意見や、バーチャルオンリー株主総会は感染症や大規模災害等のやむを得ない事由がある場合に限って例外的に許容されるべきであるとの意見、バーチャルオンリー株主総会は上場会社では認めるべきでないとの意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、

10

試案第2部第1の1(1)の提案に賛成する意見がやや多かった。

なお、試案第2部第1の1の注1の方向性（定款の定めを実施要件とせず、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることなど、株主の意思を反映させるための代替手段を検討すること）を支持する意見も
5 あったものの、反対する意見が多数であった。

(2) 提案の趣旨

パブリックコメントでは意見が分かれたものの、試案第2部第1の1(1)の提案に賛成する意見がやや多かったことに加え、総株主の同意を要件とするべきであるとの意見のほか、バーチャルオンリー株主総会を一般的に認めるべきでないとの意見、感染症や大規模災害等のやむを得ない事由がある場合に限り例外的に許容されるべきであるとの意見、上場会社では認めるべきでないとの意見もあったことを踏まえ、現時点では、バーチャルオンリー株主総会を否定的に受け止める意見も相応にあるように窺われる。そのため、その開催を許容するか否かについては、株主自身の意向を考慮するべきであり、定款の定めを要件とする必要性が高いように思われる。
10
15

以上に加え、これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)では、試案と同様の内容を提案している。

(3) 産競法に基づく定款の定めがある場合の取扱い

パブリックコメントでは、試案第2部第1の1の注2の方向性に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。これまでの部会における議論も踏まえ、試案と同様の内容を注記している。
20

なお、感染症拡大や大規模災害発生の場合であることなど一定の条件を付してバーチャルオンリー株主総会とすることができる旨の定款の定めがある場合については、同じ条件を付した定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされるものと考えられる。
25

2 デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置（本文(2)）

パブリックコメントでは、試案第2部第1の1(2)の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)では、試案と同様の内容を提案している。
30

3 情報伝達の即時性・双方向性の確保（本文(3)）

パブリックコメントでは、試案第2部第1の1(3)の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(3)では、試案と同様の内容を提案している。
35

なお、情報伝達の即時性・双方向性の確保として具体的に求められる内容や解釈については、引き続き検討する。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとするので、どうか。

(1) 次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。

ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ 前記1(2)の措置の内容

オ 株主が株主総会の議事においてイの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2) 次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

(3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から2年間、当該通信記録等を保存しなければならない。

(4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

ア 当該請求を行う株主（以下「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

イ 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

ウ 請求者が通信記録等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ 請求者が、過去2年以内において、通信記録等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(注) 保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性の事後検証に必要な情報として、法務省令において、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主の間のやり取り（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）を定めることを想定している。

(参考) 試案第2部第1の2

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) 次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあつては、招集の通知事項に限る。）。

ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ 前記1(2)の措置の内容

オ 株主が株主総会の議事においてイの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2) 次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

(3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注1）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から一定の期間（注2）、当該通信記録等を保存しなければならない。

(4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、一定の場合（会社法第311条第5項各号と同様の規律を設け、これらのいずれかに該当する場合を想定している。）を除き、これを拒むことができない。（注3）

(注1) 保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性

の事後検証に必要な情報として、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主の間のやり取り（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）などとすることが考えられるが、引き続き検討する。

（注2）保存期間については、株主総会の議事録と同様に10年間とする考え方や、それより短い期間（例えば、1年間）とする考え方があり、引き続き検討する。

（注3）株主による通信記録等の閲覧又は謄写について、当該株主が裁判所の許可を得ることを要件とする考え方もある。

（補足説明）

1 招集の決定事項及び通知事項並びに議事録の記載事項（本文(1)及び(2)）
パブリックコメントでは、試案第2部第1の2(1)及び(2)の提案について、
5 一部の事項をより明確化するべきであるとの意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)及び(2)では、試案と同様の内容を提案している。

2 通信記録等の作成及び保存（本文(3)）

(1) パブリックコメントの結果

10 パブリックコメントでは、試案第2部第1の2(3)の提案について、反対する意見もあったものの、通信記録等の作成及び保存を義務付けることに賛成する意見が多数であった。

また、作成及び保存する通信記録等の内容については、必要最小限にとどめるべきであるとの意見が多数ありつつ、具体的な内容としては、
15 試案第2部第1の2の注1の①から④までの事項は最低限必要であるとの意見や、このうち④の事項は不要であるとの意見等があった。

さらに、通信記録等の保存期間については、株主総会議事録と同様に10年間とする意見や、株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間に合わせて3か月間とする意見、これらの中間的な意見として1年間、3年
20 間、5年間などとする意見があった。

(2) 作成及び保存する通信記録等の内容

通信記録等の作成及び保存を義務付けること自体については、パブリックコメントの結果及びこれまでの部会における議論を踏まえ、本文(3)では、試案と同様の提案をしている。

25 その上で、作成及び保存する通信記録等の内容については、パブリックコメントでは、試案第2部第1の2の注1の④（その他株式会社と株主の間のやり取り）は、その範囲が明らかでないことに加えて、議事進

5 行の適正性の事後的な検証のために必要なものではなく、むしろ、議事
進行を妨害する目的の有害な内容や意味のない内容を連投するようなチ
ャットも含まれてしまうおそれがあり、会社側にとって過剰な負担とな
るなどの理由から、不要であるとの意見もあった。しかしながら、④の
10 事項を記録の作成・保存の対象外とすると、②（質問・動議）や③（議決
権の行使）に該当しないやり取りは全て除外されることとなり、相当で
ないように思われる。そこで、試案第2部第1の2(3)の注2と同様に、
④の事項を含めて通信記録等を作成・保存することを注記している。

(3) 通信記録等の保存期間

10 株主総会の決議の瑕疵を争う手段は、決議取消しの訴えに限られず、
決議不存在確認又は決議無効確認の訴えもあり、これらについては提訴
期限が設けられていないこと、また、訴訟の過程において文書提出命令
により通信記録等の提出が求められる場合もあり得ることからすると、
通信記録等の保存期間を3か月とするのは相当でないと考えられる。他
15 方で、議事録と同様に保存期間を10年間とするのは株式会社にとって
大きな負担ともなり得るため、株主総会の議事の適正性を事後的に検証
する観点から必要最低限の期間とするべきであるとも考えられる。

以上のほか、パブリックコメントの結果やこれまでの部会における議
論を踏まえ、本文(3)では、2年間とすることを提案している。

20 3 通信記録等の閲覧又は謄写（本文(4)）

パブリックコメントでは、試案第2部第1の2(4)の提案に反対する意見
もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における
議論も踏まえ、本文(4)では、試案と同様の内容を提案している。

25 なお、パブリックコメントでは、試案第2部第1の2の注3の考え方に
賛成する意見もあったものの、反対する意見が多数であったため、この点
については提案していない。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

30 バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴え
の特則（セーフハーバールール）に関し、次の規律を設けるものとする
ことについて、どのように考えるか。

株式会社が、合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対
策措置（通信障害対策が講じられた通信の方法を用意することをいい、
通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を用意することを含む。以
35 下同じ。）として法務省令で定めるものをとった場合において、通信障害
により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次の(1)

又は(2)のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

(1) 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

(2) 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

5

(参考) 試案第2部第1の3

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)に関し、次の規律を設けるものとする。

株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置(通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用することを含む。以下同じ。)をとった場合において(注1)、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

(1) 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。(注2)

(2) 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(注1) 通信障害対策措置をとることについては、セーフハーバールールの適用要件ではなく、前記1の実施要件とする考え方もある。

(注2) 故意又は重大な過失の対象について、「通信障害による取消事由が生じたこと」とする考え方もある。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果

10 パブリックコメントでは、通信障害が生じた場合のセーフハーバールールを設けること自体については、これに反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。

15 また、通信障害対策措置の位置付けについては、セーフハーバールールの適用要件ではなく、本文1の実施要件とする考え方を支持する意見もあったものの、セーフハーバールールの適用要件とすることに賛成する意見が多数であった。

セーフハーバールールの具体的な規律の内容については、試案第2部第1の3の提案に賛成する意見が多数あったほか、①合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置をとったにもかかわらず、株式会社の故意・

重過失による通信障害が発生する場合が想定し難く、両者の関係性の整理が難しいとの意見や、②どのような場合に「決議に影響を及ぼすものであること」に当たるかが不明確であるため、決議に影響を及ぼしたとして取消訴訟が提起されやすくなり、バーチャルオンリー株主総会を開催することをちゅうちょする会社が増えることが懸念されるため、これに反対する意見等があった。

2 通信障害対策措置と株式会社の故意・重過失による通信障害

前記1のとおり、パブリックコメントでは、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置をとったにもかかわらず、株式会社の故意・重過失による通信障害が発生する場合が想定し難く、両者の関係性の整理が難しいとの意見があった。例えば、通信障害対策措置として複数のプロバイダの回線を用意していたものの、株主総会開始後に株式会社が意図的に当該複数の回線を切断したことによって通信障害が生じた場合には、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置をとっていないと評価されるのか、故意による通信障害が生じたかと評価されるのか明らかでないというものと考えられる。

このような意見を踏まえ、本文では、通信障害対策措置について、「通信障害対策が講じられた通信の方法を『用意』することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を『用意』することを含む。」として、「使用」を「用意」に改めている。その趣旨は、通信障害対策措置は、飽くまで株主総会が開始される時点までの事前準備として講ずる必要がある措置とし、株主総会が開始された後の事情（すなわち、準備された通信障害対策措置の運用状況）については、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置がとられたか否かの判断としては考慮しないと整理する点にある。これによると、上記の事例では、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置がとられたものの、株式会社の故意による通信障害が生じたものと判断されることになる。

また、本文(1)の「株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと」とは、株式会社の故意・重過失により通信障害が生ずるに至ったことを意味し、通信障害が生じた後の事情は考慮されないことを想定している。そのため、例えば、通信障害が生じた場合の代替手段として電話回線を用意していたものの、株主総会において通信障害が発生した際に当該電話回線を使用しなかった場合には、①合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとったといえ、また、②株式会社の故意・重過失によって通信障害が生じたものではないため、セーフハーバールールが適用され、決議の方法が法令又は定款に違反するという取消事由には

該当しないことになるが、③会社法第831条第1項第1号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」に該当する可能性があるという整理になるものと考えられる。

3 「決議に影響を及ぼすもの」の解釈

5 本文(2)の規定によりセーフハーバールールが適用されないこととなるのは、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであることを主張立証することができた場合である（株主総会の決議の取消しを求める者が主張立証することを想定している。）。具体的には、通信障害による違反の事実がなければ決議の結果
10 が変わっていたことを主張立証することができた場合であると考えられ、例えば、全10名（各人が1株保有）の株主中、4名が通信障害により株主総会に出席することができなかったが、残りの6名の議決権行使（5名賛成、1名反対）により可決されたという事例において、出席することができなかった者が出席していれば可決要件を満たさなかったこと（例えば、
15 通信障害により出席することができなかった4名全員が反対の議決権を行使したことや、賛成した5名の意見が変わることなどにより、可決要件を満たさなかったこと）を主張立証することができたような場合がこれに当たると考えられる。

20 4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第2
25 98条及び第299条の規定は、適用しない旨の規律を設けるものとする
ること、どうか。

(参考) 試案第2部第1の4

4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第298条及び第299条の規定は、適用しない旨の規律を設けるものとする。

(注) 議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律を別途

設けるかについては、引き続き検討する。

(補足説明)

1 株主総会の延期又は続行

パブリックコメントでは、試案第2部第1の4の提案に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、試案と同様の内容を提案している。

2 株主への通知

パブリックコメントでは、バーチャルオンリー株主総会においては、株主総会の途中で完全に通信が途絶し、株主全員が参加不能になった場合には、議長による延期又は続行の決定の有無を含め、株主全員が延期又は続行の情報を全く知ることができないおそれがあるため、何らかの通知に関する規律を設けることは検討に値するとの意見もあった。もっとも、株式会社から株主への通知が必要であるとして、どのような通知の方法を採用するかは、株式会社の規模や具体的な事情に応じてその合理的な判断に委ねられるべきであると考えられるため、会社法で一律の通知に関する規律を定めることは相当でないようにも思われる。

そこで、議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律については提案していない。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとするので、どうか。

(参考) 試案第2部第1の5

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとする。

(注1) 会社法第297条に基づき株主が株主総会の招集を請求し、当該請求に基づいて株式会社が株主総会を招集する場合には、当該株主は、株式会社に対して、場所の定めのある株主総会とすることを請求することができるものとする考え方がある。

(注2) 株式会社は、一定の場合（基本的に、一定割合以上の議決権を有している株主からの請求があった場合を想定している。）には、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができるものとする考え方がある。

(補足説明)

1 場所の定めのある株主総会の開催請求権

パブリックコメントでは、一定の場合（例えば、総株主の議決権の100分の3以上を有する株主が、株主総会の8週間前まで（株主提案権の行使期限と同様の期限）に行使する場合）には、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきであるとの意見や、特に非上場会社については場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきであるとの意見もあったものの、相対的にみると、試案第2部第1の5の提案に賛成する意見が多かった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、試案と同様の内容を提案している。

2 株主が株主総会の招集を請求する場合

パブリックコメントでは、株主が株主総会の招集を請求する場合には、バーチャルオンリー株主総会のリスク（議事運営が適切に行われないこと等）が顕在化するおそれ大きいことや、株主による濫用のおそれは小さいことなどを理由として、試案第2部第1の5の注1の考え方に賛成する意見があった一方で、株主が株主総会の招集を請求する場合であっても、株式会社が場所の定めのある株主総会を強制されることによりバーチャルオンリー株主総会の利点が損なわれる懸念があることは変わらないことなどを理由として、反対する意見もあった。

そこで、これまでの部会における議論も踏まえ、試案第2部第1の5の注1の考え方に基づく提案はしていない。

3 定款の定めについて

パブリックコメントでは、試案第2部第1の5の注2の考え方について、一定の場合には場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきであるとの立場から、少なくとも場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができることとするべきであるとの意見や、原則として場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきでないとの立場からも、定款で場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることができる余地を残してもよいとの意見があった。

もともと、会社法に明文の規定を設けなくとも、一定割合以上の議決権を有する株主に対し、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨の定款の定めを設けることが可能であるようにも思われ、会社法に明文の規定を設ける必要性は高くないようにも思われる。

そこで、これまでの部会における議論も踏まえ、試案第2部第1の5の注2の考え方に基づく提案はしていない。

6 規律の適用対象

(1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする。どうか。

(2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。）については、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2(1)イ、ウ及びオ）、株主総会の議事録の記載事項に関する規律（前記2(2)ア）並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関する規律（前記3）に限定して規律を設けること。どうか。

（参考） 試案第2部第1の6

6 規律の適用対象

(1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする。

(2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。）については、バーチャルオンリー株主総会に関する規律の具体的内容を踏まえつつ、規律を設けるか否かを引き続き検討し、規律を設ける場合には、基本的に、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2(1)イ、ウ及びオ）、株主総会の議事録の記載事項に関する規律（前記2(2)ア）並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関する規律（前記3）に限定して規律を設ける方向で引き続き検討する。

（補足説明）

1 規律の適用対象となる株式会社の範囲（本文(1)）

パブリックコメントでは、規律の適用対象となる株式会社を取締役会設置会社に限定するべきであるとの意見もあったものの、試案第2部第1の6(1)の提案に賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)では、試案と同様の内容を提案している。

2 規律の適用対象となる株主総会の類型（本文(2)）

パブリックコメントでは、試案第2部第1の6(2)の提案について、過剰規制になって普及を妨げては逆効果であるため、現段階での対応は見送ることによりとの意見や、前記2(3)の通信記録等の作成及び保存や前記2

(4)の通信記録等の閲覧又は謄写に関する規律をも適用するべきであるとの意見、セーフハーバールールに限定して適用するべきであるとの意見もあったものの、相対的にみると、試案第2部第1の6(2)の規律を設ける方向で検討することに賛成する意見が多かった。

5 この点について、セーフハーバールールに限定して適用する場合との相違点は、本文(2)では、セーフハーバールールに加えて、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律(前記2(1)イ、ウ及びオ)並びに株主総会の議事録の記載事項に関する規律(前記2(2)ア)を追加するのみであり、
10 これらは株主が通信方法を使用して株主総会に参加する場合に必要なかつ重要な事項と考えられる一方で、株式会社の負担が過度に増加するものではなく、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の普及を妨げることはないと考えられる。

そこで、これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)では、試案第2部第1の6(2)の規律を設けることを提案している。

15 7 バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会(以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。)に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする
20 ことで、どうか。

(1) バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件(注)

社債権者集会を招集する者(以下「招集者」という。)は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に社債権者集会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければなら
25 ない。

(2) バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

ア 前記2(1)アからウまで及びオの事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える(前記2(1)オの事項にあつては、招集の通知事項に限る。)
30

イ 前記2(2)ア及びイの事項を社債権者集会の議事録の記載事項に加える。

ウ 招集者は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債発行会社は、社債権者集会の日から2年間、当該書面又は電磁的記録を保存しなければなら
35 ない。

(3) 社債権者集会の決議の不認可の特則

招集者が、合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対

策措置として法務省令で定めるものをとった場合において、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は会社法第676条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反したときは、次のア又はイのいずれかに該当するときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

ア 招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

イ 通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は会社法第676条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生じる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第719条及び第720条の規定は、適用しない。

(注)原則として募集事項(会社法第676条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとする。

(参考) 試案第2部第1の7

7 バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会(以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。)に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件(注1)

社債権者集会を招集する者(以下「招集者」という。)は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に社債権者集会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(2) バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

ア 前記2(1)アからウまで及びオの事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える(前記2(1)オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。)

イ 前記2(2)ア及びイの事項を社債権者集会の議事録の記載事項に加える。

ウ 招集者は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、

又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債発行会社は、社債権者集会の日から一定の期間（注2）、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(3) 社債権者集会の決議の不認可の特則

招集者が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとった場合において、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次のア又はイのいずれかに該当するときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

ア 招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

イ 通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生じる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第719条及び第720条の規定は、適用しない。（注3）

（注1）原則として募集事項（会社法第676条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとするを想定しているが、募集事項に定めがある場合に限り社債権者集会の場所を定めないことができるものとする考え方もある。

（注2）前記2(3)と同じ期間とすることを想定している。

（注3）議長が社債権者集会の延期又は続行の決定をした場合の社債権者への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

（補足説明）

1 バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件（本文(1)）

パブリックコメントでは、募集事項に定めがある場合や社債権者全員の
5 同意がある場合に限り社債権者集会の場所を定めないことができるもの
とするべきであるとの意見もあったものの、原則として募集事項に定めが
なくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項
に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャル
10 オンリー社債権者集会を実施できないものとするに賛成する意見が多数
であり、情報伝達の即時性・双方向性の確保を含め、試案第2部第1の
1(1)の提案に賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論
も踏まえ、本文(1)では、試案と同様の内容を提案しており、注1において、

原則として募集事項に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないのであるものとし、募集事項に「場所を定めないのでできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとするを注記している。

5 2 バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等（本文(2)）

パブリックコメントでは、試案第2部第1の7(2)の提案に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)では、試案と同様の内容を提案している。

3 社債権者集会の決議の不認可の特則（本文(3)）

10 パブリックコメントでは、本文3のバーチャルオンリー株主総会のセーフハーバールールと同様に、①試案第2部第1の7(3)アの提案について、故意・重過失の対象を「通信障害」ではなく「通信障害による不認可事由が生じたこと」とするべきであるとの意見や、②試案第2部第1の7(3)イの提案について、どのような場合に「決議に影響を及ぼすものであること」
15 に当たるかが不明確であるとの意見があったものの、試案第2部第1の7(3)のとおり、バーチャルオンリー株主総会と基本的に同様のセーフハーバールールを設けることに賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(3)では、バーチャルオンリー株主総会と基本的に同様のセーフハーバールールを設けることを提案している。

20 4 社債権者集会の延期又は続行（本文(4)）

パブリックコメントでは、試案第2部第1の7(4)の提案に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(4)では、試案と同様の内容を提案している。

25 なお、試案第2部第1の7の注3については、バーチャルオンリー株主総会と同様の理由から、社債権者への通知に関する規律については提案していない。

8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度

30 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第86条に規定する書面制度に関して、以下の(1)から(6)までの規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(1) 振替社債の社債権者は、その直近上位機関（加入者にとってその口座が開設されている振替機関及び口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「証明記録」という。）の提供を請求することができる。

ア 当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、

又は記録されている当該振替社債についての振替法第68条第3項各号に掲げる事項

イ 証明記録の提供の日

5 (2) 振替社債の社債権者が、社債権者集会における議決権の行使その他振替法第86条第1項に規定する行為をするには、証明記録の提供を受けた上、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に当該証明記録を提示しなければならない。

10 (3) 振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の1週間前までに(2)の規定による提示をし、かつ、社債権者集会の日に当該提示をしなければならない。

(4) 振替社債の社債権者は、振替法第86条第1項各号に掲げる者に対し、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「提供記録」という。)の提供を請求することができる。

ア 振替社債を特定することができる事項

15 イ 提供記録の提供の日

(5) 証明記録の提供を受けた社債権者は、提供記録(当該証明記録に記録された日の後に提供されたものに限る。)を直近上位機関に提供するまでの間は、当該証明記録における証明の対象となった振替社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

20 (6) 証明記録及び提供記録の提供を受けた振替社債の社債権者は、当該証明記録に記録された日が当該提供記録に記録された日以前である場合には、当該証明記録をもって、社債権者集会における議決権の行使その他振替法第86条第1項に規定する行為をすることができない。

(参考) 試案第2部第1の8

8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第86条に規定する書面制度に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】振替法第86条に基づき、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が必要であることについて、電磁的記録による証明書の提示も可能とする。(注1)(注2)(注3)

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(注1) 電磁的記録による証明書の作成・管理するシステムの技術的要件として、当該証明書のオリジナルデータを特定することを可能とする措置がとられていることを求めるか

については、引き続き検討する。

(注2) 注1の技術的要件を求める場合に、電磁的記録による証明書の提示について、負担が増加し得る社債権者と社債発行会社との合意を要するものとした上で、両者の個別の合意に代えて、社債発行会社が募集事項として、電磁的記録による証明書の提示を可能とする旨を定めなければならないものとするかについては、引き続き検討する。

(注3) 注1の技術的要件を求めない場合に、社債発行会社等が振替機関又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めることができるものとするかについては、引き続き検討する。

(補足説明)

1 パブリックコメント等の結果

パブリックコメントでは、試案第2部第1の8の【B案】に賛成する意見もあったものの、【A案】に賛成する意見が多数であった。

また、試案第2部第1の8の注1から注3までの見直しの方向性については、意見が多くなかったものの、これらに賛成する意見が複数あった一方で、実務への負担が生ずることを理由に反対する意見も複数あった。

さらに、第14回会議の参考人である日本証券業協会及び株式会社みずほ銀行からの意見聴取では、いずれも、振替法第86条に規定する書面(以下「証明書」という。)の電子化について賛成する意見が述べられつつも、注1から注3までの見直しの方向性については、実務に過度な負担が生ずることを理由に反対する意見や懸念が示された。

2 提案の趣旨

(1) これまでの部会における議論及びパブリックコメント等の結果を踏まえると、社債権者集会の電子化・効率化を実現するため、【A案】を採用して、証明書の電子化を実現するための制度を創設することが相当であると考えられる。

(2) 他方で、注1から注3までの見直しの方向性については、前記1のとおり、パブリックコメントや意見聴取において、反対する意見や懸念が示されている。

この点について、注1は、電磁的記録による証明書を作成・管理するシステムの技術的要件として、オリジナルデータを特定することを可能とする措置が講じられていることを求めるものであるが、このような特殊なシステムの導入・利用を義務付けることは、近年のデジタル技術の進歩を踏まえてもなお、振替機関及び口座管理機関(以下「振替機関等」という。)、社債権者並びに振替法第86条第1項各号に規定する社債発行会社等(以下「社債発行会社等」という。)の実務に相応の負担を生じ

させるものであることは否定できないと考えられる。また、注2は、注1の技術的要件を求める場合に、社債権者と社債発行会社との合意を要するものとした上で、両者の個別の合意に代えて、社債発行会社が募集事項に定めることを求めるものであるが、そのような制度設計とした場合には、電磁的記録による証明書の利用を望まない社債権者の取引の機会を狭めることとなるとの懸念もあり得るものと考えられる。加えて、注3は、注1の技術的要件を求めない場合に、社債発行会社等が振替機関等に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めることを可能とするものであるが、振替機関等に相応の負担が生ずることが否定できないと考えられる上、社債権者集会当日に電磁的記録による証明書の提示を受けた社債発行会社等が振替機関等に対して振替社債の権利者に関する情報の提供を求めようとする場合に、その実効性を確保することが困難となる場面も想定される。

以上を踏まえると、証明書の電子化を実現するに当たって、注1から注3までの見直しの方向性を直ちに採用することは困難であると考えられる。

- (3) この点について、意見聴取では、株式会社みずほ銀行から、証明書の電子化を実現するに当たって、現行法上の証明書の機能を担保するため、①振替社債について電磁的記録である証明書が発行された場合には、当該振替社債の振替又は抹消の申請を行うための要件として、社債発行会社等が発行する電磁的記録の提供を必要とすること、②当該電磁的記録が発行された場合には、既に提示があった電磁的記録である証明書の効力を失わせることなど、その見直しの方向性について具体的な提案がされたところである。

そこで、本文では、証明書の電子化を実現するための制度を創設することとした上で、上記の提案も踏まえて、注1から注3までの見直しの方向性とは異なる規律を提案することとしている。

3 規律の概要

(1) 規律の基本的な考え方

現行の振替法上、証明書については、物理的に一つしかない状態を確保することによって、無権利者による権利行使を防止している（振替法第86条第3項及び第4項）。他方で、振替法第277条では、社債権者が第三者に自己の権利の内容を示す等の必要があることを踏まえて、社債権者が直近上位機関に対して、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供を請求することができる旨が定められ

ているところ、当該書面等については、物理的に一つしかない状態を確保することが制度上担保されていない。

このように、証明書及び振替法第277条に規定する書面等はいずれも社債権者の権利の内容を証明する機能を有するものであるが、証明書
5 についてのみ無権利者による権利行使を防止するための厳格な措置が講じられていることを踏まえると、証明書の電子化を実現するに当たっては、これとの整合性を担保するため、無権利者による権利行使を防止するための措置を講ずる必要があるものと考えられる。

この点について、前記2(2)のとおり、試案第2部第1の8の注1の見
10 直しの方向性を採用しない場合には、証明記録の複製データを作成することが可能となることから、紙の証明書と同様に、直近上位機関への証明記録の提供をもって振替社債の振替又は抹消の申請を可能とすると、社債権者が振替社債を第三者に譲渡して無権利者となった後に、社債発行会社等に対して証明記録の複製データを提示して権利行使をする事態
15 が生じ得ることは否定できないと考えられる。そのため、そのような事態を防止する観点から、振替社債の振替又は抹消の申請を行う要件として、証明記録ではなく、社債発行会社等が発行した電磁的記録（提供記録）を直近上位機関に提供することを求めることとしている（本文(5)）。

また、社債権者が、社債発行会社等から提供を受けた提供記録を用い
20 て振替社債を第三者に譲渡した後、当該提供記録の提供の日以前に提供された証明記録を利用して権利行使をする事態が生ずることも否定できないと考えられることから、そのような事態を防止するため、提供記録の提供の日以前に提供された証明記録をもって、社債権者集会における議決権の行使等の権利行使をすることはできないこととしている（本文
25 (6)）。

(2) 本文(1)について

本文(1)は、振替社債の社債権者に、直近上位機関に対して、証明書の
交付に代えて、証明記録の提供を請求する権利を付与するものである。

証明記録の記録事項については、紙の証明書と同様に、直近上位機関
30 が備える振替口座簿の口座に記載され、又は記録されている社債権者の氏名又は名称及び住所等の振替法第68条第3項各号に規定する事項の記録を求めることとしている。また、前記(1)のとおり、提供記録の提供の日以前に提供された証明記録については、これを用いて権利行使をすることができないこととする（本文(6)）ことに伴って、証明記録の提示を受けた社債発行会社等において当該証明記録の提供の日と提供記録の
35 提供の日の先後関係を確認することができるようにするため、証明記録

に、当該証明記録の提供の日を記録することを求めることとしている。

(3) 本文(2)について

本文(2)は、現行の振替法上、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権の行使等を行う場合には、社債発行会社等に対して紙の証明書を提示することが義務付けられていることとの整合性を担保するため、社債権者に社債発行会社等に対する証明記録の提示を義務付けるものである。

(4) 本文(3)について

本文(3)は、現行の振替法上、紙の証明書については、社債権者集会の円滑化、迅速化を担保する観点から、社債権者集会の1週間前までの提示が求められているところ、この点について証明記録と紙の証明書との間で差異を設ける合理的な理由はないように思われることから、紙の証明書と同様の規律を設けるものである。

(5) 本文(4)について

本文(4)は、前記(1)のとおり、振替社債の振替又は抹消の申請を行う要件として、社債権者が、社債発行会社等が発行した提供記録を直近上位機関に提供することを求めることとする(本文(5))ことに伴って、社債権者に、社債発行会社等に対して、提供記録の提供を請求する権利を付与するものである。

提供記録の記録事項については、その提供を受ける直近上位機関において振替又は抹消の対象となる振替社債を特定することができるようにするため、提供記録に、振替社債を特定することができる事項の記録を求めることとしている。また、前記(1)のとおり、証明記録に記録された提供の日と提供記録に記録された提供の日の先後関係により証明記録の効力の有無を判断することとしているため、提供記録にも、その提供の日を記録することを求めることとしている。

(6) 本文(5)について

本文(5)は、前記(1)のとおり、無権利者による権利行使を防止するため、証明記録の提供を受けた社債権者は、提供記録を直近上位機関に提供するまでの間は、振替社債の振替又は抹消の申請をすることができないこととするものである。

なお、振替又は抹消の申請を行うことができる提供記録については、証明記録が提供された日の後に提供されたものに限ることとしている。すなわち、例えば、提供記録Aの提供を受けた社債権者が、その後に直近上位機関から新しい証明記録Bの提供を受けた上で、提供記録Aを用いて振替社債を譲渡した場合において、これにより無権利者となったに

もかかわらず、証明記録Bを用いて権利行使をしようとしたときに、証明記録Bに記録された提供の日が提供記録Aに記録された提供の日よりも後となり、本文(6)の規律によってはその効力が否定されないこととなるため、そのような事態を防止するため、振替又は抹消の申請を行うことができる提供記録については、証明記録が提供された日の後に提供されたものに限ることとしている。

(7) 本文(6)について

本文(6)は、前記(1)のとおり、無権利者による権利行使を防止するため、社債権者が証明記録及び提供記録の提供を受けた場合において、当該証明記録に記録された提供の日が当該提供記録に記録された提供の日以前であるときには、当該証明記録をもって、社債権者集会における議決権の行使等の権利行使をすることができないこととするものである。

(8) このように、証明書の電子化を実現するための制度を創設することとした上で、本文(1)から(6)までの規律を設けることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度について、その趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に求めることとした上で、次のアからオまでの規律を設けるものとする。どうか。あわせて、次のカからケまでの規律を設けるものとする。どうか。どのように考えるか。

ア 上場会社は、法務省令で定めるところにより(注1)、仲介機関(注2)である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近下位仲介機関(仲介機関が株式仲介業務(注2))を提供している他の仲介機関をいう。以下同じ。)又は指図権者(仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者をいう。以下同じ。)に係る情報を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について当該仲介機関の直近下位仲介機関がある場合には、法務省令で定めるところにより、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから仲介機関の保護のため必要かつ適当なもの

して法務省令で定める期間内（注3）に、当該直近下位仲介機関に対し、当該仲介機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた仲介機関は、
5 法務省令で定めるところにより、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから仲介機関の保護のため必要かつ適当なものとして法務省令で定める期間内（注4）に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

10 ① 当該仲介機関が有し、又は株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式（以下「確認対象株式」という。）について当該仲介機関の直近下位仲介機関がある場合 株式仲介業務ごとに、その氏名又は名称及び住所、その株式仲介業務に係る確認対象株式の数その他の法務省令で定める事項（注5）

15 ② 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 指図権限ごとに、その氏名又は名称及び住所、その指図権限に係る確認対象株式の数その他の法務省令で定める事項（注5）

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

20 エ 上場会社は、アの規定による請求をするには、名義株主又はその下位仲介機関（注6）が定めた費用を支払わなければならない。この場合において、名義株主又はその下位仲介機関は、法務省令で定めるところにより、当該費用を定めなければならない。（注7）

オ 次に掲げる者は、過料に処する。

25 ① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

30 カ 故意又は重大な過失によりイ又はウの規定に違反した者（以下(1)において「違反者」という。）がある場合において、上場会社が違反者（確認対象株式の名義株主でない場合にあつては、違反者及び当該確認対象株式に係るその上位仲介機関（名義株主であるものに限る。））に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした日から1か月を経過したときは、アの規定による請求を受けた名義株主は、当該確認対象株式については、
35 議決権を有しない。

キ カの規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

① カの違反の後最初に招集される株主総会の終結の時を経過した場合

② 違反者がイに規定する通知又はウに規定する情報の提供をした日から3週間を経過した場合

③ カの違反が違反者の指図権者を直近下位仲介機関と誤認したことに基づくものである場合

ク 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

ケ 議決権停止通知をする決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、次のア及びイの規律を設けるものとする。どうか。

ア 上場会社が仲介機関である基準日株主に対して(1)アの規定による請求をした場合（当該基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合に限る。）において、当該基準日株主が、(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者又は当該名義株主の下位仲介機関の指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注1) アの規定による請求、イの規定による通知及びウの規定による情報の提供のそれぞれについて、法務省令で様式を定めることを想定している。

(注2) 「仲介機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関その他の者で、第三者のために、株式の管理及び処分を業として行う（以下「株式仲介業務」という。）者（金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式仲介業務を行う者及び当該者に当該株式仲介業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。）」をいうものとする。

(注3) 直近下位仲介機関に対する請求の通知（転送）期限については、①EU（欧州連合）第二次株主権利指令（Shareholder Rights Directive II。Directive (EU) 2017/828による改正後のDirective 2007/36/ECをいう。以下同じ。）と同様に、営業日の16時までに受領した請求については同日中に、16時より

後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方や、②より長い期間として、例えば3営業日以内とする考え方を踏まえつつ、実務上対応可能な期間を考慮して法務省令で定めることを想定している。

5 (注4) 通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い日を起算日として、①EU第二次株主権利指令と同様に、翌営業日までとする考え方や、②より長い期間として、例えば、⑦3営業日以内とする考え方や、①7日以内とする考え方を踏まえつつ、実務上対応可能な期間を考慮して法務省令で定めることを想定している。

10 (注5) 法務省令で定める事項は、①会社法人等番号（法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、②電子メールアドレス（判明している場合に限る。）等とすることを想定している。

(注6) 「下位仲介機関」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。

① 直近下位仲介機関

15 ② 直近下位仲介機関の直近下位仲介機関

③ ②又はこの規定により下位仲介機関に該当する者の直近下位仲介機関

20 (注7) 仲介機関が上場会社に請求する費用について、仲介機関には個別の確認請求に対応するために生じる費用のほかこの制度に対応する体制、システム等を構築する費用が生じることも考慮し、他方で、上場会社側の予測可能性も確保する必要があることも踏まえて、1回の確認請求において各仲介機関が上場会社に請求できる費用の上限額や上場会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を法務省令で定めることを想定している。

(参考) 試案第2部第2の1

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度について、その趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に求めることとした上で、次のアからオまでの規律を設けるものとする。

ア 上場会社は、仲介機関（注1）である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近仲介機関（仲介機関が株式仲介業務（注1）を提供している他の仲介機関をいう。以下同じ。）又は指図権者（仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者〔（当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。）〕をいう。以下

同じ。)に係る情報(注2)を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合には、一定の期間内(注3)に、当該直近仲介機関に対し、当該仲介機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた仲介機関は、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから一定の期間内(注4)に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

① 当該仲介機関が有し、又は株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式(以下「確認対象株式」という。)について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合 直近仲介機関ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号(直近仲介機関が法人であり、かつ、判明している場合に限る。)、住所、電子メールアドレス(判明している場合に限る。)及び当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数

② 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 指図権者ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号(指図権者が法人であり、かつ、判明している場合に限る。)、住所、電子メールアドレス(判明している場合に限る。)及び当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

エ イ又はウの規定による情報の提供又は通知に要する費用は、アの規定による請求をした上場会社の負担とする。(注5)

オ 次に掲げる者は、過料に処する。(注6)

① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、次のア及びイの規律を設けるものとする。(注7)

ア 仲介機関である名義株主が、(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注1)「仲介機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関その他の者で、第三者のために、株式の所有、保管若しくは管理又は証券口座の管理（以下「株式仲介業務」という。）を業として行う者（金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式仲介業務を行う者及び当該者に当該株式仲介業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。）」をいうものとするを想定しているが、実務の知見も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注2) 確認の基準時に関し、一定の制限を設けることや、期間制限を設けることの可否については、引き続き検討する。

(注3) 直近仲介機関に対する請求の通知（転送）期限については、①EU（欧州連合）第二次株主権利指令（Shareholder Rights Directive II。Directive (EU) 2017/828による改正後の Directive 2007/36/ECをいう。以下同じ。）と同様に、営業日の16時まで受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方や、②より長い期間として、例えば3営業日以内とする考え方などがある。

(注4) 通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い日を起算日として、①EU第二次株主権利指令と同様に、翌営業日までとする考え方や、②より長い期間として、例えば、③3営業日以内とする考え方、④7日以内とする考え方などがある。

(注5) 仲介機関による過度に高額な費用の請求を防止する観点や上場会社側の予測可能性を確保する観点から、仲介機関に費用額の事前の開示を求めて恣意的な費用の請求を禁止することや、1回の確認請求において各仲介機関が上場会社に請求できる費用の上限額や上場会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を設けることなど、一定の手当てを設けることの可否については、引き続き検討する。

(注6) 制度の実効性を確保するための規律として、違反者の議決権を停止する考え方もあるが、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度の趣旨だけでなく、株式会社の支配に関する重要な情報の把握などの趣旨を加える必要があるとの指摘がある。

(注7) (1)の制度の創設に伴い、建設的な対話の促進という制度の趣旨に基づき、株式会社の対話の相手方として典型的に適切と思われる者として「指図権者」が会社法上定義されることを踏まえて、①名義株主が代理人とすることができる指図権者の範囲を、（この制度を通じて仲介機関から上場会社に情報が提供された指図権者に限らず）全ての指図

権者とする考え方や、②将来的な見直しとして、指図権者が（代理人ではなく）本人として株主総会への出席、議決権の行使、株主提案権の行使等を行うことを認めることも検討するとの考え方もある。

（補足説明）

1 制度の趣旨及び制度の実効性を確保するための規律

(1) パブリックコメント等の結果

5 制度の趣旨について、パブリックコメントでは、①「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」のみとすることに賛成する意見、②「支配に関する重要な情報の把握」を加えるべきであるとの意見、③経済安全保障、マネーロンダリング対策等を加えるべきであるとの意見等があり、意見が分かれた。

10 また、制度の実効性を確保するための規律について、パブリックコメントでは、①過料であっても課すべきでないとの意見、②議決権の停止は課すべきでないとの意見、③議決権の停止を課すべきであるとの意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、議決権の停止を課すべきであるとの意見が多かった。

15 さらに、第14回会議の参考人である一般社団法人国際銀行協会からの意見聴取では、実質株主確認制度は、インベストメント・チェーンの透明性向上に資するものであり、発行体と株主の間の建設的な対話・エンゲージメントに資するものであるべきであるとの意見、不遵守に対する制裁は議決権の停止ではなく過料とするべきであるとの意見等が述べられた。

20 (2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論では、制度の実効性を確保するための規律として、外国居住者又は外国法人を過料に処することは實際上困難であり、制裁としての実効性に欠けるため、制度の実効性を確保するための規律として議決権の停止にまで踏み込むべきであるとの意見があった一方で、このような意見に対しては、「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」という制度の趣旨では、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化することはできず、それを求めるのであれば、「株式会社の支配に関する重要な情報の把握」などの観点をも制度の趣旨に含める必要があるとの指摘があったところである。

30 この点について、①外国居住者又は外国法人を過料に処することは實際上困難であり、制裁としての実効性に欠ける側面は否定し難いこと、②上場会社が株主との間で真に中長期的な企業価値の向上に資する建設

的な対話を行うには、実質株主（指図権者）を含む株主構成を把握した上で、誰と、いつ、どのような対話を行うかについて見通しをもった戦略を検討する機会を得ることが有用と思われるため、ある指図権者に関する情報の提供は、当該指図権者との直接的な対話のための情報としてのみならず、上場会社によるそのような戦略の検討に用いられる重要な情報といえること、③仲介機関による違反によって直ちに議決権が停止されるのではなく、悪質な違反に限って議決権の停止の対象にする制度設計も可能と思われることを踏まえて、本文(1)カからケまででは、制度の実効性を確保するための規律として、議決権の停止措置を設けることを提案している。

上記③の議決権の停止措置の具体的な制度設計としては、㊦故意・重過失による違反に限って議決権の停止の対象にすることを前提とした上で、後記第2の2（株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度）における手続を参考に、㊧上場会社が取締役会の決定に基づき違反者に対してその違反の内容を明らかにして議決権停止通知をし、㊨議決権停止通知を受けた者が、議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を確保するために、議決権停止通知から停止の効力が生ずるまでに1か月の期間を設けた上で、㊩議決権停止通知を受けた者が違反を是正した後3週間を経過することで議決権の停止の効力が失われるものとするにより、議決権停止通知を受けてから約1週間以内に違反を是正すれば、議決権が停止されないという救済手段を設けている。違反の是正から議決権の停止の効力が失われるまでに3週間の期間を設けているのは、株主総会の直前に違反が是正されたことにより直ちに議決権の停止の効力が失われると株主総会の運営に混乱が生じかねないためである。さらに、㊪議決権の停止の効力は違反後最初に招集される株主総会の終結の時を経過するまでという短期間とするとともに、㊫仲介機関において自身の背後にいる者が「指図権者」と「直近下位仲介機関」のいずれに該当するのか明らかでない場合もあり得ることを踏まえて、指図権者を直近下位仲介機関と誤認したことに基づく違反については、議決権の停止の対象となる違反から除外している。

なお、制度の実効性を確保するための規律を上記の設計の議決権の停止措置のみとすると、故意・重過失により転送義務・情報提供義務に違反しても直ちには何ら不利益が生じないこととなり、制度の実効性を十分に確保できないように思われるため、過料の制裁も設けることとしている。過料は行政罰であるのに対して、議決権の停止は上場会社と株主との間の私法上の効果であってその性質が異なるため、いわゆる二重処

罰には当たらないという整理を前提としている。

また、議決権の停止措置を加える場合には、後記第2の2（補足説明）6と同様に、議決権の停止を株主総会の決議に反映するための手当ての要否について検討する必要があるように思われる。

5 2 制度の適用対象となる株式会社の範囲

パブリックコメントでは、制度の適用対象となる株式会社の範囲を上場会社に限定することに賛成する意見があり、反対する意見はなかった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)アでは、試案と同様に制度の適用対象となる株式会社の範囲を上場会社に限定することを提案している。

10 3 実質株主を確認する仕組み

パブリックコメントでは、上場会社から名義株主である仲介機関に対して情報の提供を請求することができることとした上で、当該仲介機関の背後に更に仲介機関がある場合には、最終の仲介機関に至るまで当該請求を順次転送しつつ、これらの各仲介機関が、自身が保有する情報を上場会社
15 に対して提供することにより、実質株主を確認する仕組み自体に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)アからウまででは、試案と同様の内容を提案している。

なお、パブリックコメントでは、標準様式の整備を検討するべきであるとの意見があったため、注1において、上場会社からの請求、直近下位仲
20 介機関に対する通知及び上場会社に対する情報の提供のそれぞれについて、法務省令で様式を定めることを想定している旨を注記している。

4 実質株主の意義

(1) パブリックコメント等の結果

パブリックコメントでは、①議決権の行使の指図権を有する者の確認
25 に焦点を当てることに賛成する意見、②「当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。」という限定が必要であるとの意見、③そのような限定は不要であるとの意見等、様々な意見があった。

また、第14回会議の参考人である一般社団法人国際銀行協会からの
30 意見聴取では、一般論として、グローバル・カストディアンは、口座を開設している顧客（ファンド、アセットオーナー等）、運用指図の送付元（口座保有者から運用を委託された運用会社）、議決権行使指図の送付元（口座保有者又は運用会社から議決権の行使の指図を委託された者）の情報を保有しているが、議決権行使指図の送付元として議決権行使助言会社が登録されていることが少なくなく、この制度における開示対象を議決
35 権行使指図の直接の送付元に限定した場合には、議決権行使助言会社の

みが回答されることとなり、上場会社にとって有用な情報が取得できない可能性があるとの指摘があった。

(2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)アでは、試案と基本的に同様の内容とした上で「当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。」という限定は加えないことを提案している。

すなわち、この制度において確認される者は、上場会社が、中長期的な企業価値の向上に資する建設的な対話を行うという継続的な関係性を築くことが適切な者であるべきところ、会社法上、継続的な関係性を前提とした株主による上場会社に対する意思表示の方法としては議決権の行使が最も一般的なものと考えられるため、議決権の行使の指図権を有する者の確認に焦点を当てることが制度の趣旨に合致すると思われる。

他方で、前記(1)の第14回会議における参考人の指摘を踏まえると、指図権者の定義において、「当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。」という限定を設けると制度の意義を大きく減殺するおそれがあるため、本文(1)アでは、このような限定は設けないことにより、上記のグローバル・カストディアンが一般論として保有している情報のうち、議決権行使指図の送付元（口座保有者又は運用会社から議決権の行使の指図を委託された者）に加えて仲介機関に口座を開設している顧客（ファンド、アセットオーナー等）の情報をも開示対象とすることを提案している。このような規律としても、欧州等の確認制度において、グローバル・カストディアンは、このような口座を開設している顧客の情報を提供していると指摘されており（部会参考資料24（「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」第3回会合におけるメンバー等の意見等のポイント）11頁）、投資家に対して過度な負担を課すことにはならないようにも思われる。

5 提供する情報の範囲

パブリックコメントでは、提供する情報の範囲について、①試案第2部第2の1(1)ウの提案に賛成する意見、②直近1年間の株主総会における議決権行使結果を加えるべきであるとの意見、③属性（運用機関の種別、信託銀行・投資運用業の別、所在地国等）に係る情報を加えるべきであるとの意見、④仲介機関が保有している情報に限定するべきであるとの意見等、様々な意見があった。

これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)ウでは、試案と同様の内容とする想定の下、一部の情報を法務省令に委任することを提案している。

なお、パブリックコメントでは、一つのグローバルカストディ契約の下で、複数のカストディ口座が開設されることが少なくなく、それぞれの口座に異なる運用会社が存在することもあるが、指図権者ごとに名寄せされた情報は株式会社にとって有益な情報とは思われないため、仲介機関は、指図権者ごとに情報を名寄せしなくとも、口座ごとに求められる情報を提供すれば法令上の要請を満たす制度とするべきであるとの意見があった。そこで、本文(1)ウ②では、「指図権限ごと」とすることにより、口座ごとに情報が開示されることを想定している。

6 確認の基準時

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、確認の基準時を限定するべきであるとの意見、限定するべきではないとの意見等があったものの、前者の意見が多数であった。

(2) 提案の趣旨

前提として、この制度は、仲介機関のうち株主名簿に記載され、又は記録されている名義株主を確認の起点（上場会社による確認請求の相手方）としているが、上場会社における株主名簿は、日々の株式の売買を都度反映するのではなく、原則として、上場会社が振替法第151条第1項の総株主通知を受けた場合に限り更新される（振替法第152条）。

したがって、総株主通知がされない期間における日々の株式の売買をした者に対する指図権者はこの制度では確認できないこととなるが、株主総会に向けて議決権行使の基準日後に指図権者を確認する場面を想定すると、議決権を有するのは基準日時点における名義株主であるため、基準日時点における名義株主を確認請求の相手方とすることで足り、確認請求の相手方を株主名簿に記載されない者にまで拡大する必要性は高くないように思われる。

また、総株主通知は議決権行使の基準日以外にもされることがあるため、そのような総株主通知によって更新された株主名簿上の名義株主をもこの制度における確認請求の相手方とする必要があるかが問題となる。この点については、①株式会社と株主との間の建設的な対話の場は必ずしも株主総会に限定されないこと、②この制度では議決権の行使の指図権を有する者の確認に焦点を当てていることを考慮しても、会社法上、議決権行使の基準日が定められない限り、権利行使時点における名義株主が議決権を有することを踏まえると、仲介機関において過度な負担とならない限り、そのような総株主通知によって更新された株主名簿上の名義株主をもこの制度における確認請求の相手方とすることが望ましい

と思われる。

さらに、どの時点における指図権者を回答すべきか（又は、仲介機関が複数ある場合にどの時点における直近下位仲介機関を回答すべきか）という点については、建設的な対話の促進という制度の趣旨を踏ま
5 えると、確認対象となる株主名簿の更新時点において名義株主が有する株式に対して、名義株主又はその下位仲介機関に対して回答時点において指図権を有する者の情報が提供されることが望ましいと考えられる。

また、過去又は将来の指図権者の確認をするニーズも一定程度あり得ると考えられるものの、少なくとも制度の創設段階においては仲介機関
10 に生ずる実務構築の負担が大きいように思われる。

そこで、本文(1)アからウまででは、①上場会社による確認請求の相手方となる仲介機関である名義株主は、㉞確認請求が議決権行使の基準日後・株主総会前にされた場合には当該基準日時点の名義株主となり、①
15 確認請求が㉞以外の期間にされた場合には最新の株主名簿上の名義株主となり、②請求を受けた名義株主は、回答時点において議決権の行使（上記①㉞の場合には、当該株主総会における議決権の行使）について当該名義株主に対して指図権を有する者の情報を提供する義務を負い、③上場会社は、上記①又は②と異なる過去又は将来の時点を基準時とする確認請求はできないという整理を前提として、確認の基準時について特に
20 規律は設けないこととしている。なお、確認請求が上記①㉞又は㉟のいずれに該当するかは、法務省令に定める上場会社からの請求の様式（注1）上、請求時点において明らかにされることを想定している。

7 転送期限及び情報提供期限

パブリックコメントでは、転送期限及び情報提供期限について、①EU
25 第二次株主権利指令と同等にするべきであるとの意見、②転送期限は3営業日以内、情報提供期限は3営業日以内とするべきであるとの意見、③情報提供期限は7日以内とするべきであるとの意見、④法令上具体的な期限は設けずに「遅滞なく」などとするべきであるとの意見、⑤実務対応の可否を踏まえて検討するべきであるとの意見等、様々な意見があった。

転送期限及び情報提供期限については、今般の見直しに係る改正法が成立した後、その施行に向けた実務者との協議等も踏まえ、実務上対応可能な期間を考慮して定める必要があると思われるため、本文(1)イ及びウでは、仲介機関の保護のため必要かつ適当な期間として法務省令に委任することを提案している。

8 費用負担

パブリックコメントでは、費用負担について、原則として上場会社の負

担とすることに賛成する意見があり、反対する意見はなかった。費用負担の範囲については、上限等を設けるべきであるとの意見、上限を設定することには慎重であるべきであるとの意見等があり、前者の意見が多数であった。

5 本文(1)エでは、原則として上場会社の負担とした上で、実務上の要請を踏まえて、1回の確認請求において各仲介機関が上場会社に請求できる費用の上限額や上場会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を定める必要性が生ずることを考慮して、仲介機関における費用の定め方について法務省令に委任することを提案している。

10 9 実質株主による株主総会への代理出席等

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、実質株主による株主総会への代理出席等を認める新たな規律を設けることに賛成する意見と反対する意見があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、前者の意見がやや多かった。
15 賛成する理由としては、「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」という制度の趣旨から、実質株主側の権利も保障するべきであると考えられることなどが挙げられていた。反対する理由としては、株主総会の運営が不安定になること、この制度の利用をちゅうちょする要因となることなどが挙げられていた。

20 また、パブリックコメントでは、明文で株主総会への代理出席等を認める指図権者の範囲について、①この制度を通じて上場会社が把握した指図権者のみを対象にするべきであるとの意見、②全ての指図権者を対象にするべきであるとの意見があり、意見が分かれた。前者の意見の理由としては、濫用防止の観点や、代理人を一律に株主に限定する旨の定款の定め効力が及ぶ範囲をめぐって反対解釈を招くおそれがあること
25 などが挙げられていた。後者の意見の理由としては、代理人を一律に株主に限定する旨の定款の定めに関する判例の内容に照らして、指図権者に該当する者は明文の規定がなくとも現行法の解釈において代理出席が認められることなどが挙げられていた。

30 (2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)では、試案と基本的に同様の内容を提案している。なお、その株主総会における議決権について指図権を有することが重要であるため、議決権に係る基準日株主に対する確認請求において情報が提供された指図権者に限ることとしている。
35 また、仲介機関の連鎖があり得ることを踏まえ、下位仲介機関の指図権者も対象にすることとしている。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(8)までの規律を設けるものとする。どうか。

- 5 (1) 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第27条の23第1項、
第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若
しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書（上場会社
が発行する株券等（金商法第27条の23第1項に規定する株券等を
10 という。以下同じ。）に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」
という。）を提出しなければならない者は、その提出期限までに、当該
大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しな
なければならない。
- (2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった
15 日から5年間、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かな
なければならない。
- (3) 株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、(1)の規定により提出
された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができ
る。
- (4) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定によ
20 る内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場
合においては、(2)及び(3)の規定は、適用しない。
- (5) (1)の規定に違反して大量保有・変更報告書を提出せず、又は重要な
事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載
25 が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」とい
う。）がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社
が違反者に対して議決権停止通知をした時から1か月を経過したとき
は、違反者が保有（金商法第27条の23第3項各号に規定する権限
を有する場合を含む。以下2において同じ。）する当該上場会社の株式
30 （当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。）は、違反者が
保有する間、議決権を有しない。
- (6) (5)の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
ア (5)の違反の事実が発生した日から5年間を経過した場合
イ (5)の違反に係る大量保有・変更報告書の追完（注1）後最初に招
集される株主総会の終結の時（違反者が善意でかつ重大な過失がな
35 い違反にあつては、追完後3週間）を経過した場合
ウ 違反者が金商法第27条の23第6項の規定により同条第5項に

規定する共同保有者とみなされる者（同条第5項に規定する当該他の保有者に該当する者を除く。）に係る事項の誤認に基づき大量保有・変更報告書を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した場合

5 (7) 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

(8) 議決権停止通知をする決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

10 (注1)「追完」とは、違反者が、違反者に生じた当該株券等に係る大量保有・変更報告書を提出しなければならない事由のうち、その時点における直近の事由に基づく大量保有・変更報告書を(1)又は金商法の規定により提出することをいうことを想定している。

15 (注2) 議決権の停止を株主総会の決議に反映する（例えば、違反者（取り分け、名義株主でない違反者）が保有する株式について行使された議決権を集計結果から除外する）ために何らかの手当てをすることの可否について、引き続き検討する。

20 (注3) 株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して役員を選任等の提案を行うことを合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

(参考) 試案第2部第2の2

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(7)までの規律を設けるものとする。

(1) 金商法第27条の23第1項、第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書（上場会社が発行する株券等（金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」という。）を提出しなければならない者は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しなければならない。

(2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった日から

一定の期間（５年とすることを想定している。）、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かなければならない。

(3) 株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、(1)の規定により提出された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(4) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場合においては、(2)及び(3)の規定は、適用しない。

(5) (1)の規定に違反して大量保有・変更報告書（変更報告書にあつては、軽微な変更（注１）に係るものを除く。）を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」という。（注２））がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした時から一定の期間（注３）を経過したときは、違反者が保有（金商法第２７条の２３第３項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下２において同じ。）する当該上場会社の株式（当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。）は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反の事実が発生した日から一定の期間（５年とすることを想定している。）を経過し、又はその違反に係る大量保有・変更報告書が追完（注４）された日から一定の期間（注５）を経過した後は、この限りでない。

(6) 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

(7) 議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。（注６）

（注１）軽微な変更の具体的な範囲については、引き続き検討する。

（注２）金商法第２７条の２６第１項又は第２項の規定による特例報告については、特例報告が適用される者は、日常業務を通じて反復継続的に株券等の売買を行っているため、事務過誤によって通知義務に違反しやすい一方で、重要提案行為等を行うことを保有の目的とせず、かつ、株券等保有割合（金商法第２７条の２３第４項に規定する株券等保有割合をいう。）が１０％を超えない（金商法第２７条の２６第１項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第３６号）第１２条）ことを踏まえて、議決権の停止の対象となる違反の範囲を限定することの可否について、引き続き検討する。

（注３）議決権停止通知を受けた者が議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を保障するために、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が

生ずるまでに一定の期間を設けることとしており、その期間を3週間とする考え方や1か月とする考え方などがある。

(注4)「追完」とは、違反者が、違反者に生じた当該株券等に係る大量保有・変更報告書を提出しなければならない事由のうち、その時点における直近の事由に基づく大量保有・変更報告書を(1)又は金商法の規定により提出することをいうことを想定している。

(注5) 追完により議決権の停止の効力が解除されるまでの期間については、制裁としての趣旨を含むものとして、追完後最初に招集される株主総会の終結の時までとする考え方や、追完後1年とする考え方などがある。

(注6) 議決権停止通知をするか否かの決定を取締役会の決議事項とはしない考え方もある。

(注7) 議決権の停止を株主総会の決議に反映する(例えば、違反者(取り分け、名義株主でない違反者)が保有する株式について行使された議決権を集計結果から除外する)ために何らかの手当てをすることの要否について、引き続き検討する。

(注8) 株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して代表取締役の選定等の提案を行うことを合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

(補足説明)

1 通知義務の範囲及び通知の方法(本文(1)から(4)まで)

パブリックコメントでは、通知義務の範囲及び通知の方法について、①
5 試案に賛成する意見、②通知義務の閾値を引き下げるべきであるとの意見、
③金商法に基づく大量保有報告制度における報告義務の範囲と同一の範囲
の通知義務を会社法に新たに設ける必要はないとの意見等、様々な意見が
あった。

これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)から(4)まででは、試案
10 と同様の内容を提案している。

2 議決権の停止の手続(本文(5)、(7)及び(8))

(1) パブリックコメントの結果

ア 裁判所の関与方法

パブリックコメントでは、議決権の停止の手続への裁判所の関与の
15 方法について、裁判所の判断を議決権の停止の要件とするべきである
との意見等があった。

イ 決定機関

パブリックコメントでは、議決権停止通知をするか否かの決定をす

る上場会社の機関について、取締役会とするべきであるとの意見、取締役会とするべきでないとの意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、前者の意見が多かった。

ウ 停止の効力が生ずるまでの期間

パブリックコメントでは、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでの期間について、① 1か月では長く、できるだけ短くするべきであるとの意見、② 3週間とするべきであるとの意見、③ 1か月とするべきであるとの意見、④ 6か月程度の期間が必要であるとの意見等、様々な意見があった。

(2) 提案の趣旨

ア 裁判所の関与方法

裁判所の判断を議決権の停止の要件とするべきであるとの意見の理由としては、①議決権停止通知は取締役会による濫用的な判断のおそれがあること、②適正手続、手続保障及び公平性の観点から懸念があること等が挙げられていた。

もっとも、㉗議決権停止通知の発出は通知義務違反を要件としていること、㉘後記イのとおり、その要件該当性の判断は取締役会において行うことを義務付けていること、㉙通知義務違反がないにもかかわらず議決権停止通知をしたとしても、これにより議決権が停止されることはなく、株主総会において議決権の行使を認めなかった場合には株主総会の決議の取消事由となり得るため、上場会社においても慎重な判断を行うことが期待されることを踏まえると、上記①の議決権停止通知が濫用されるおそれは合理的な範囲に限定されていると考えられる。

また、㉚上記㉗及び㉘のとおり、議決権停止通知は、上場会社の取締役会において通知義務違反があると判断された場合にのみ発出されるものであり、通知を受けた者に帰責性が認められる可能性が相応にある一方で、通知義務違反があったことが明確である場合にまで裁判所の判断を要件とすることは過剰な手続と思われること、㉛後記ウのとおり、議決権停止通知を受けた者が議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を保障するために、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでに1か月の期間を設けること（なお、上記㉙の株主総会の決議の取消しのおそれを踏まえると、上場会社から議決権行使禁止の仮処分の申立てを行うことも想定される。）、㉜上記㉙のとおり、通知義務違反がないにもかかわらず議決権の行使が認められなかった場合には株主総会の決議の取消しの

訴えを提起する手段も設けられていることを踏まえれば、上記②の適正手続、手続保障及び公平性の観点からも、試案において提案した議決権の停止の手続の合理性は否定されないように思われる。

そこで、本文(5)では、試案と同様の内容を提案している。

5 イ 決定機関

議決権の停止措置は、この制度における通知義務の実効性を担保する意義を有する一方で、誤って議決権を行使させなかった場合には、その対象となった者に損害が生ずるおそれがあり、株主総会の決議の取消事由にもなり得ることを踏まえると、上場会社には慎重な判断が求められる。このことを踏まえると、議決権停止通知をすることの決定は取締役会の判断事項とする必要性が高いといえる一方で、上場会社が通知義務の違反の可能性を覚知したとしても議決権停止通知をしないという判断は、原則として尊重されるべきであるように思われる。

そこで、本文(8)では、議決権停止通知をすることの決定は取締役会決議によることとする一方で、議決権停止通知をしないことの決定機関は特に法定しないこととしている。なお、上場会社が恣意的な判断をするおそれ（例えば、同様の通知義務違反を行った複数の者がいる場合に、会社提案に反対することが見込まれる者に対してのみ議決権停止通知をすること）については、議決権停止通知をすることを決定する取締役会において、他の者との関係で株主平等原則に反することにならないかも含めて判断される必要があり、株主平等原則に反する判断をした場合には取締役の善管注意義務の違反又は株主総会の決議取消事由となり得ることにより、そのようなおそれは一定程度減殺されることを想定している。

25 ウ 停止の効力が生ずるまでの期間

これまでの部会における議論も踏まえ、本文(5)では、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでの期間を1か月とすることを提案している。

3 議決権の停止の対象となる違反の範囲

30 (1) パブリックコメントの結果

ア 軽微な変更に係る変更報告書の不提出

パブリックコメントでは、議決権の停止の対象外となる軽微な変更に係る変更報告書の不提出について、意見が多くなかったものの、①名称や所在地の変更その他の軽微で細目的な変更に限って議決権の停止の対象外とするべきであるとの意見が複数あった一方で、②保有割合の1%以上の増加又は減少に係る変更報告書のみが議決権の停止の

対象となるべきであるとの意見もあった。

イ 特例報告

パブリックコメントでは、金商法第27条の26第1項又は第2項の規定による特例報告が適用される者について、議決権の停止の対象とするべきではないとの意見及び議決権の停止の対象となる違反の範囲を限定するべきであるとの意見があった一方で、他の者と同様に議決権の停止の対象にするべきであるとの意見はなかった。

ウ 共同保有者に関する事項に起因する違反

パブリックコメントでは、共同保有者（株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。金商法第27条の23第5項。以下同じ。）に関する事項に起因する違反について、①共同保有者に関する事項に起因する違反は議決権の停止の対象とするべきではないとの意見、②共同保有者間に現に合意があるときは、当該場合も議決権停止措置の対象とするべきであるとの意見、③みなし共同保有者（金商法第27条の23第6項）に関する事項に起因する違反は議決権の停止の対象とするべきではないとの意見等、様々な意見があった。

エ 過去の違反

パブリックコメントでは、違反の事実が発生した日から議決権の停止の対象から除外されるまでの期間について、意見が多くなかったものの、5年とすることに賛成する意見があった一方で、反対する意見も複数あった。

(2) 提案の趣旨

ア 軽微な変更に係る変更報告書の不提出

後記5のとおり、善意・無重過失による違反については、追完後3週間の経過により議決権の停止の効力が失われることとする場合には、例えば軽過失により住所等の変更に係る変更報告書の提出を怠っていた者に議決権停止通知がされても、善意・無重過失による違反であれば、議決権停止通知を受けてから約1週間以内に追完することにより議決権の停止を免れることができるため、重ねて違反の範囲から軽微な変更に係る変更報告書の不提出を除外する必要はないように思われる。そこで、本文(5)及び(6)では、そのような除外はしないこととしている。

イ 特例報告

特例報告が適用される者については、議決権の停止の対象となる違反の範囲を、例えば故意・重過失による違反があった場合に限ることが考えられるが、後記5のとおり、善意・無重過失による違反については、追完後3週間の経過により議決権の停止の効力が失われることとする場合には、特例報告が適用される者に議決権停止通知がされても、善意・無重過失による違反であれば、議決権停止通知を受けてから約1週間以内に追完することにより議決権の停止を免れることができるため、重ねて違反の範囲を、例えば故意・重過失による違反があった場合に限る必要はないように思われる。そこで、本文(6)では、特例報告が適用される者について特別な規定を設けることはしていない。

ウ 共同保有者に関する事項に起因する違反

本文(6)ウでは、共同保有者間に現に合意があるときは、共同保有者に関する事項に起因する違反も議決権の停止の対象とする一方で、みなし共同保有者については当事者間の合意の存在を前提とせず、株式の所有関係等があれば共同保有者とみなされるところ、例えば、グループ内の一法人の保有分の集計が遅れることによってグループ全体の株券等保有割合の集計に誤りが生ずると、グループ全体がこの制度の通知義務に違反することとなり、グループ全体が保有する当該上場会社が発行する株式の議決権が停止されるのは酷であるとも思われるため、みなし共同保有者に関する事項に起因する違反は、議決権の停止の対象外とすることを提案している。

エ 過去の違反

これまでの部会における議論を踏まえ、本文(6)アでは、試案と同様に違反の事実が発生した日から5年間が経過した後は、議決権の停止の効力が生じないこととしている。

4 議決権の停止の対象となる株式の範囲

パブリックコメントでは、議決権の停止の対象となる株式の範囲を「違反者が保有〔中略〕する当該上場会社の株式」とした上で、ここでいう「保有」に金商法第27条の23第3項各号に規定する権限を有する場合を含むものとするについて反対する意見はなかった。

これまでの部会における議論も踏まえ、本文(5)では、試案と同様の内容を提案している。なお、この場合には、同一の株式に複数の保有者が存在することが考えられるが、これらの者は当該株式を通じて一定の範囲で利害関係を共通にする者と考えられるため、その一部の者による違反によって当該株式の議決権が停止されることも甘受するべきであるとの考え方を前提としている。

5 追完による議決権の停止の解除

パブリックコメントでは、追完による議決権の停止の解除について、追完後直ちに議決権の停止が解除されるべきであるとの意見、追完後最初に招集される株主総会の終結の時に議決権の停止が解除されるべきであるとの意見等があり、意見が分かれた。

この制度における通知義務については、単なる事務処理の誤りにより違反する可能性も否定できないところ、追完後長期間にわたって議決権が停止されるおそれがあると、通知義務者が自身で通知義務違反を認識した場合に、議決権が停止されることをおそれて追完をためらうことが懸念されるが、本来は違反があっても速やかに追完がされることを促すのが制度の趣旨に合致すると考えられる。

そこで、本文(6)イでは、善意・無重過失による違反については、追完後3週間の経過により議決権の停止の効力を失わせることで積極的な追完を促すこととする一方で、故意・重過失による違反については、制裁としての趣旨も含め、追完後最初に招集される株主総会の終結の時を経過して初めて議決権の停止の効力を失わせることとしている。なお、善意・無重過失の場合に追完から議決権の停止の効力が失われるまでに3週間の期間を設けているのは、株主総会の直前に追完がされたことにより直ちに議決権の停止の効力が失われると株主総会の運営に混乱が生じかねないためである。このような期間を設けても、議決権停止通知を受けた者は、善意・無重過失による違反については議決権停止通知を受けてから約1週間以内に追完することにより議決権の停止を免れることができることとなり、大量保有・変更報告書の提出期限が5営業日とされていることを踏まえても、十分な追完の機会が与えられていると思われる。

6 議決権の停止を株主総会の決議に反映するための手当て

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、議決権の停止を株主総会の決議に反映するための手当てとして、①違反者が実質株主である場合に名義株主との対応関係を把握できるよう株式会社が実質株主を確認する制度の内容を設計すべきであるとの意見、②違反者が実質株主である場合に当該違反者のために口座を開設する仲介機関に対する通知を上場会社に義務付けるべきであるとの意見等があった。

(2) 提案の趣旨

まず、違反者が名義株主である場合には、上場会社において当該名義株主が名義株主として有する株式数は株主名簿によって確認可能であり、当該株式に係る議決権の行使状況も基本的には確認可能と思われるため、

議決権の停止を株主総会全体の議決権行使の集計結果に反映させることは基本的には可能であると思われる。

他方で、違反者が実質株主である場合には、上場会社において、①当該実質株主が保有する株式の名義株主が誰であるか不明であり、かつ、
5 ②名義株主は議決権の不統一行使を行うこともあるため、当該株式に係る議決権の行使状況も不明であることもあると思われる。このうち①の問題については、前記第2の1（株式会社から実質株主を確認する制度）によって、実質株主のうち指図権者に該当する者に限っては、指図権者が保有する株式の名義株主が判明することがあり得る。また、上記②の問題については、名義株主と実質株主の間には複数の仲介機関の連鎖がある場合もあるため、名義株主は必ずしも自身の有する株式の実質株主を全て把握していないものの、株式会社から実質株主を確認する制度によって上場会社に情報が提供された指図権者に限っては、同制度の確認過程において名義株主から指図権者に至るまでの繋がりが明らかにされているといえる。

そこで、「株式会社から実質株主を確認する制度」によって名義株主が判明した指図権者に限って、上記②の問題に対応するものとして、仲介機関である名義株主又はその下位仲介機関の指図権者の議決権が停止された場合において、⑦当該名義株主に、上場会社から請求を受けたときは、違反をした指図権者が保有する株式の議決権の行使状況を上場会社に通知しなければならないとする義務を課した上で、④当該請求の転送を受けた下位仲介機関にも同様の義務を課すことが考えられるが、実務上機能するかどうかを含めてそのような手当てを設けることについて
20 どのように考えるか、更に検討する必要があるように思われる。そこで、注2において、この点について引き続き検討することを注記している。

なお、パブリックコメントでは、例えば、上場会社が、違反者が保有する株式の一部のみを当該違反者の保有株式であると判断して当該株式分のみの議決権を停止した場合に、把握できなかった残りの株式の議決権の行使を株主総会において有効として扱うことが株主総会の決議取消事由とならないための手当て等の検討が必要であるとの指摘があった。この点については、上記の「株式会社から実質株主を確認する制度」によって名義株主が判明した指図権者に限った手当てを行った場合であっても、その他の実質株主については上記①及び②の問題がなお残ることを踏まえると、違反者が保有していた株式の議決権の行使を有効として取り扱ったとしても、上場会社において違反者が当該株式を保有していたことを合理的な方法により把握できなかった事情があれば、株主総会の

決議の取消しを認めない方向で考慮されるべきであるところ、会社法第
831条第1項第1号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」又
は同条第2項の裁量棄却の要件の判断において、このような事情を考慮
することが可能であるようにも思われる。そこで、本文では、この点に
5 ついて特に規律を設けないこととしている。

7 株主総会の決議の取消しの可能性

パブリックコメントでは、株主総会の決議の取消しの可能性について、
①会社法第831条第1項第1号に該当するかを個別に判断することとし
て解釈に委ねるべきであるとの意見、②取消事由となると考えることには
10 慎重であるべきであるとの意見、③会社提案の議案が原案どおりに可決さ
れた場合には、偶然に大量保有・変更報告書の提出義務に違反した株主が
いたことをもって、取消事由とするべきではないとの意見等、様々な意見
があった。

本文では、これまでの部会における議論も踏まえ、会社法第831条第
15 1項第1号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」に該当するか
どうかを個別に判断することとして解釈に委ねることとし、特に規律を設
けないこととしている。なお、違反者の議決権を停止する趣旨が、違反者
は、株主総会において株主が重要な意思決定を公正に行うために重要な情
報を違反者以外の株主が知らない状況を奇貨として、不意打ちでその議決
20 権を行使して株主総会の意思決定を歪めるおそれがあるため、そのような
議決権行使を排除することによって、株主総会の決議の公正性が担保され
ることが期待される点にもあることを踏まえると、取消事由となるのは、
通知義務に違反した者が議決権を行使したことが株主総会の意思決定を歪
めた（株主総会の決議に影響を及ぼした）といえるような例外的な場面に
25 限定されるように思われ、通知義務に違反した者が議決権を行使したこと
によって直ちに取消事由となるものではないことを想定している。